

東大和公園マネジメントプラン

東大和公園の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

目次

はじめに	75-3
I 東大和公園の基礎的事項	75-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 東大和公園の開園概要	75-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 東大和公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	75-7
2 取組方針	75-8
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	75-16
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
東大和公園の現況写真	
<資料編>	75-20
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 東大和公園に関する資料	

はじめに

「東大和公園マネジメントプラン」は、平成27年3月に改定された「パークマネジメントマスターplan」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去8年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たに10年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

I 東大和公園の基礎的事項

1 都市計画等

(1) 都市計画の概要

・名 称	立川都市計画緑地第5号東大和緑地
・位 置	東大和市湖畔三丁目、狭山三丁目、奈良橋二丁目及び高木一丁目各地内
・面 積	22.8ha
・種 別	緑地
・決定告示	(当初) 昭和47年12月23日 東京都告示第1429号 (最終) 平成12年12月20日 東京都告示第1436号

(2) 東大和公園の基本的な性格・役割

東大和公園は北多摩西部地域に位置する都市緑地であり、東京都で最初に開園した丘陵地公園である。本公園は、周辺の市街化が進み、島状に残された狭山丘陵の南東部に位置し、一部は都立狭山自然公園の区域にも含まれている。また、首都圏近郊緑地保全法の普通地域に指定されているほか、東大和市の自然保護区になっている。公園の東側には狭山公園、南側に東大和南公園、西側に東大和市立狭山緑地、野山北・六道山公園、北側に多摩湖（村山貯水池）がある。

狭山丘陵の自然を活かしたこの公園は、起伏に富み、コナラ、アカマツを中心とする雑木林でおおわれている。このため、住宅地が近くにあるにも関わらず、静かで、都会を遠く離れた感じを抱かせ、狭山公園、多摩湖畔とあわせての、日帰りのピクニックにも向いている。

2 過去の取組の成果等

当初「八国山緑地マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去8年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

○関係団体との広域連携による丘陵地の保全・活用

都県境を越えた団体とともにウォーキングイベントが開催されるとともに、狭山丘陵のPRを目的としたフェアの開催、特設ホームページの開設等を行い、行政界を越えた広域的な丘陵地の保全・利活用の取組がなされた。

○多様な生物の生息・生育環境を保全した丘陵地の公園づくり、自然体験活動・環境学習の拠点としての公園の活用、都民・NPO等との連携による身近な生き物の生息・生育空間の保全・回復

東部園地、西部園地など7.4haが新規開園されるとともに、雑木林の下草刈りや落葉かきなどが行われ、里山の自然環境が保全された。

クラフト作りなど、自然とのふれあい活動が行われた。また、希少種を含む植物や生き物に配慮した、きめ細かな自然環境保全が行われた。

○その他

市民団体や地元自治体などを交えての協議会が開催され、管理運営に関する意見交換、現場確認が行われるなど、都民協働が更に推進された。

3 社会状況等の変化

(1) 社会経済情勢

- ・2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催決定
- ・平成23年3月の東日本大震災の発生
- ・生物多様性条約締結国会議の平成22年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・少子高齢化の進行による利用形態の変化

(2) 関連する行政計画等

- ・東京都公園審議会答申（昭和61年10月）
- ・パークマネジメントマスターplan（平成27年3月）
- ・緑の新戦略ガイドライン（平成18年1月）
- ・東京都長期ビジョン（平成26年12月）
- ・東京都景観計画（平成23年4月）
- ・東京都福祉のまちづくり推進計画（平成26年3月）
- ・緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（平成24年5月）
- ・多様な生物が生息する都立公園づくりガイドライン（平成26年）

II 東大和公園の開園概要

1 開園区域の概要

(1) 開園の概要

名 称	都立東大和公園（ひがしやまとこうえん）
開 園 日	昭和 54 年 6 月 1 日
開園面積	184, 143. 10 m ² (平成 26 年 10 月 1 日現在)
公園種別	緑地
所 在 地	東大和市湖畔三丁目、高木一丁目、狭山三丁目
ア クセス	西武多摩湖線「武藏大和」、西武バス（JR立川—西武線東村山）「塩釜神社」

(2) 主な公園施設

アカマツ広場、みんなの広場、源流の森

2 利用状況等

(1) 利用概況

広い雑木林で覆われている園内を散策したり、ハイキングや自然観察を目的とした利用が多い。

(2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数 (人)	3, 215	4, 958	3, 575	4, 095	4, 209	2, 477
10月	11月	12月	1月	2月	3月	
39, 544	3, 074	2, 567	5, 414	2, 178	1, 916	2, 866

(3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

該当なし。

(4) 主な催し物開催状況（平成 25 年度実績は資料編参照）

「狭山丘陵ウォーキングイベント」、「ちょこっとボランティア（下草刈りなどの体験）」などが行われた。

III 東大和公園の目標と取組方針

1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体的な数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【】内には、関連するパークマネジメントマスターplanのプロジェクト名を記載した。

■目標1：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

都立公園が良好な生物生息・生育空間として機能するために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、里山の自然環境を保全・回復するため、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の存続を図る。

更に、自然豊かな丘陵地の里山の環境を守るために、公園として保全・整備を行っていくとともに、希少種等の動植物の保全と公園の利用促進との調整を図るための措置を講じていく。

◎主な取組確認項目：生物生息・生育空間整備の取組、生物の保全・育成の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組、新規開園面積

■目標2：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園

【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】

都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民・NPO、企業など、公園に関係する多様な主体とともに公園の管理運営を進めていく。

また、丘陵地の総合的な保全と利活用を図るために、広域にわたる連携の取組を更に推進していく。

◎主な取組確認項目：都民協働の取組、広域連携の取組

2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

(1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

A：多目的広場ゾーン

- ・みんなの広場のあるゾーン
東大和公園西側にある広場であり、散策や休憩などの利用に対応していく。

B：遊具広場ゾーン

- ・遊具広場のあるゾーン
公園内で唯一遊具が設置されている場所であり、疎林空間の中で安全で快適に遊べる場として対応していく。

F：尾根道散策ゾーン

- ・稜線に位置する散策路のあるゾーン
中央部を北西から南東に走る公園の主園路であり、散策路として、安全で快適に利用できるよう対応していく。

K：環境共生・保全ゾーン

- ・雑木林のあるゾーン
生物多様性を確保するため、樹林地の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。

Q：外縁部ゾーン

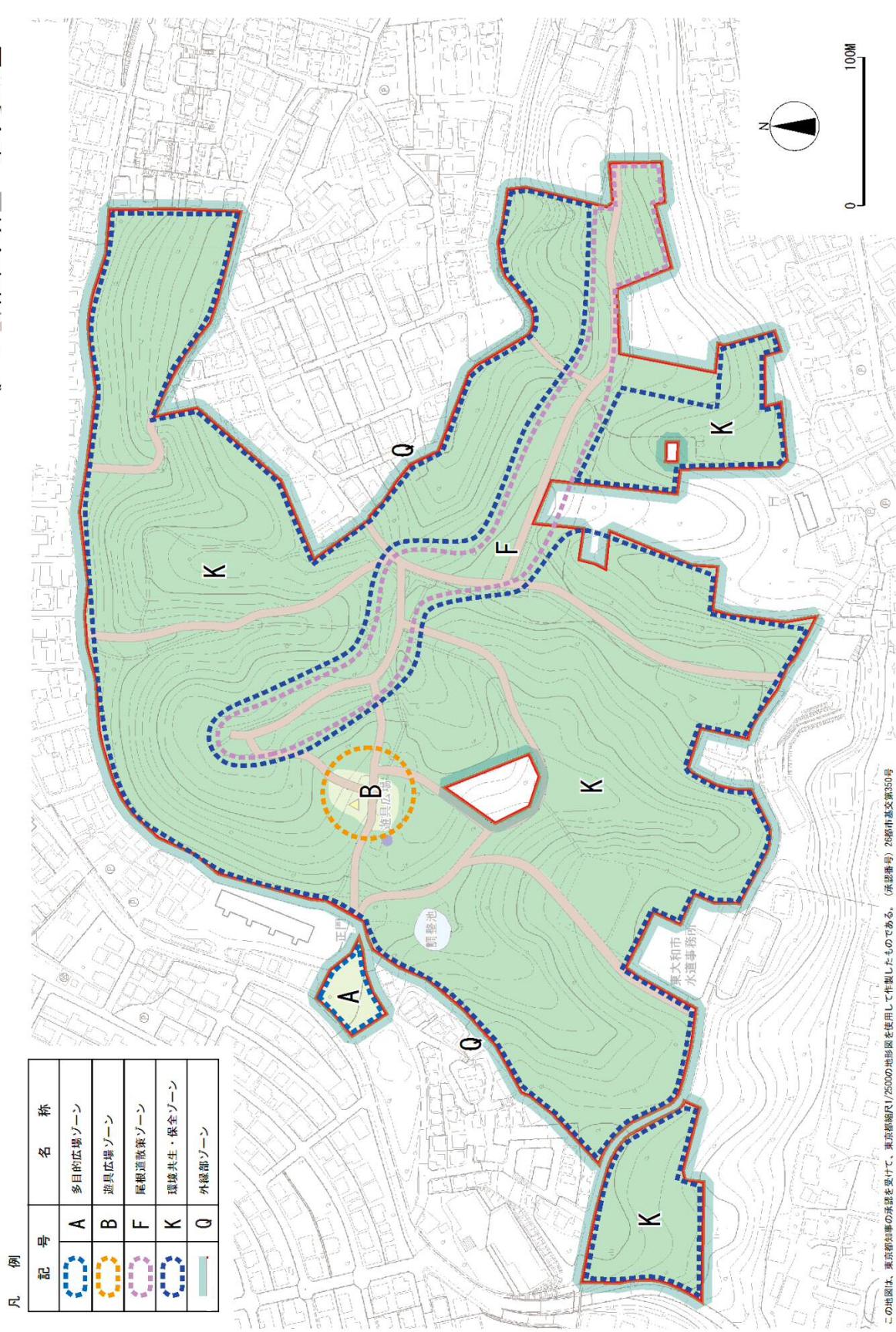
- ・民有地等や公道に接する公園外縁部
本公園は、公道を挟んで住宅地等と接している所と、公道を挟まずに直接境界を接する所がある。区画道路に面する所では、見通しを確保し、住宅地に対して良好な景観の提供を図る。また、直接境界を接している所では、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。

したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。(バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。)
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボル的な入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。



(2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育していく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等を通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

2) 本公園の維持管理における留意事項

①雑木林の管理

里山景観の保全のため、雑木林の択伐等による萌芽更新や下草刈り、もや分けなどをを行う。下草刈りでは、均一に行うのではなく、林床の植生状況を考慮の上、草刈区域や草刈時期や分けるなど、多様な環境の創出を図る。

②施設の維持管理

梅雨時期や台風襲来時期の前に排水施設の点検を行う。

③動植物の保全・育成

環境共生・保全ゾーンなど、貴重な動植物が生息・生育する区域を踏まえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用し、多様な生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行うことにより、動植物の保全と育成を進めていく。

(3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

1) 運営管理の基本事項

① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

2) 本公園の運営管理における留意事項

①自然環境の保全と活用

動植物の生息・生育環境としての自然環境保全を図る。また、自然観察会をはじめとした環境教育プログラムの実施等での活用や、緑地のレクリエーション機能の向上等にも留意する。

②都民やNPO等との協働による公園づくり

都民やNPO等との協働を積極的に推進し、コナラ・クヌギ等の更新伐採、動植物の保全・育成等を行っていく。また、地域住民や自治体等との意見交換会などを継続し、多様な主体が意見交換できる場の提供などにも留意する。

③広域連携による丘陵地の総合的な保全・利活用

他の丘陵地公園や周辺丘陵地と一体となって、保全・利活用策を図っていくため、引き続き、関係自治体やNPOなどによる連携協議会を継続し、都県境を越えた広域的な連携をより一層進めていく。

(4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるよう、次の通り対応していく。

1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

(5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

①多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性を確保するための方針を定め、計画的に整備を行う。

(6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（平成 23 年 12 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域（新規事業化区域）」について行うものとし、平成 32 年までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

1) 優先整備区域「事業促進区域」：1,400 m²

東大和市湖畔三丁目

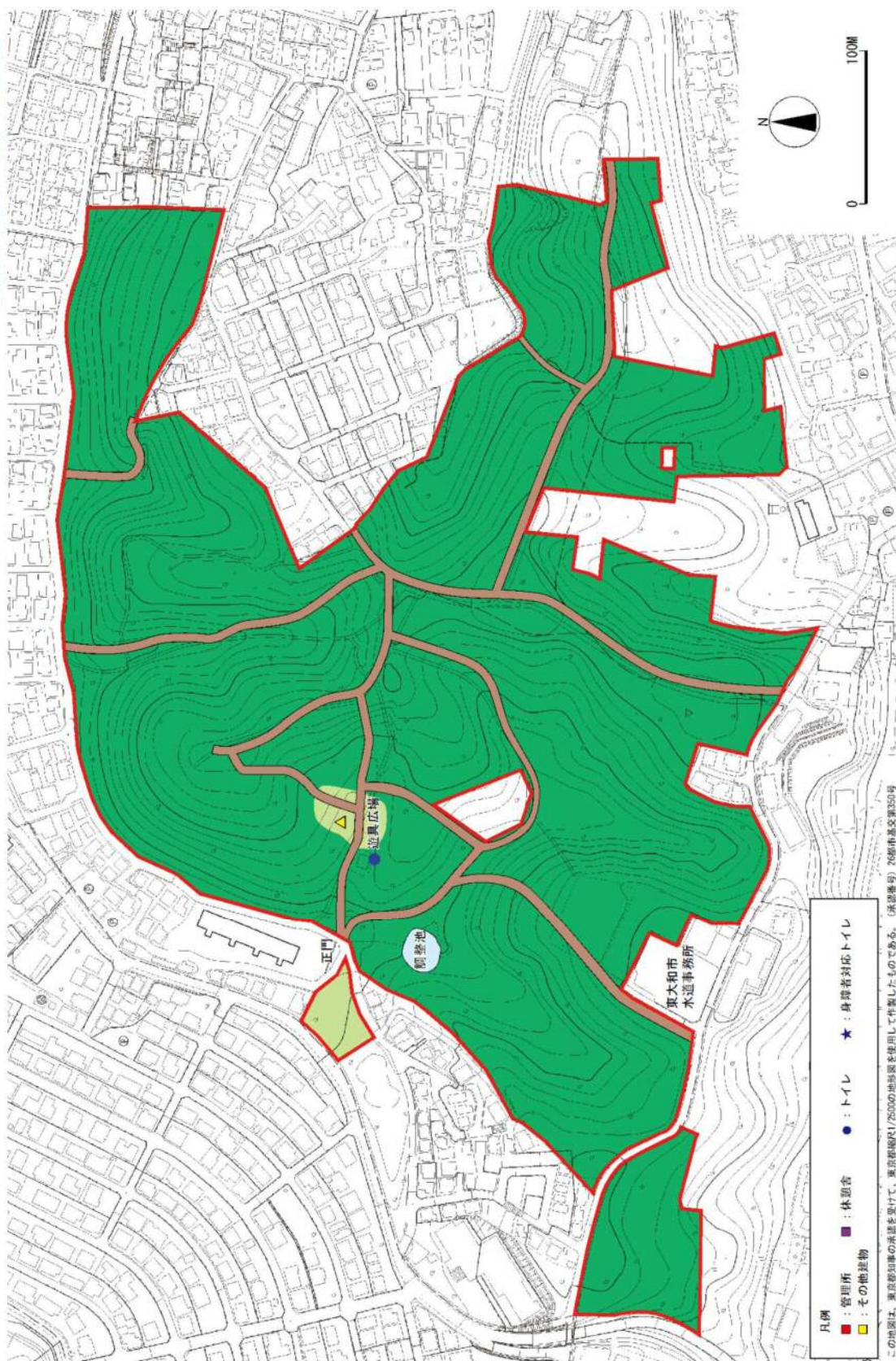
2) 優先整備区域「新規事業化区域」：38,600 m²

東大和市湖畔三丁目、奈良橋二丁目、高木一丁目

注）：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）

現況平面図 東大和公園



周辺土地利用図（空中写真）

東大和公園



- : 開園区域
—— : 都市計画決定区域

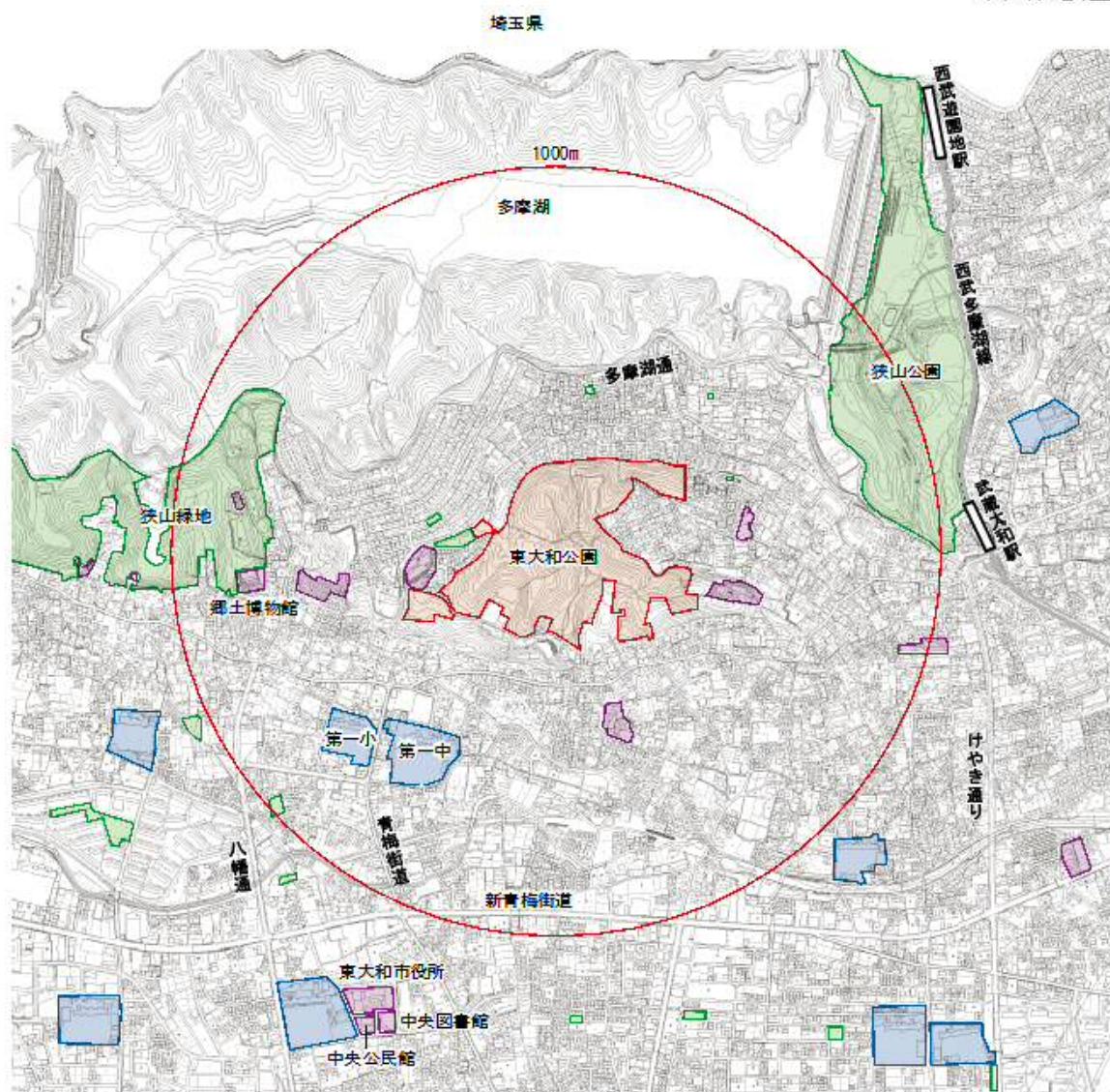
0 50 250m

平成26年3月撮影



周辺土地利用図（地図）

東大和公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。（承認番号）26都市基文第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物（神社仏閣など）
- : 開園区域

0 500 1000M



- : 高速道路
- : 鉄道

東大和公園の現況写真 【平成 26 年 8 月撮影】

①正門広場



⑤尾根道（源流の森・こもれびの谷）



②森の遊び場



⑥アカマツの道



③アカマツ広場



⑦エノキ広場



④ハルセミの丘



⑧だんだん広場



<資料編>

資料1 パークマネジメントマスターplanと公園別マネジメントプランについて

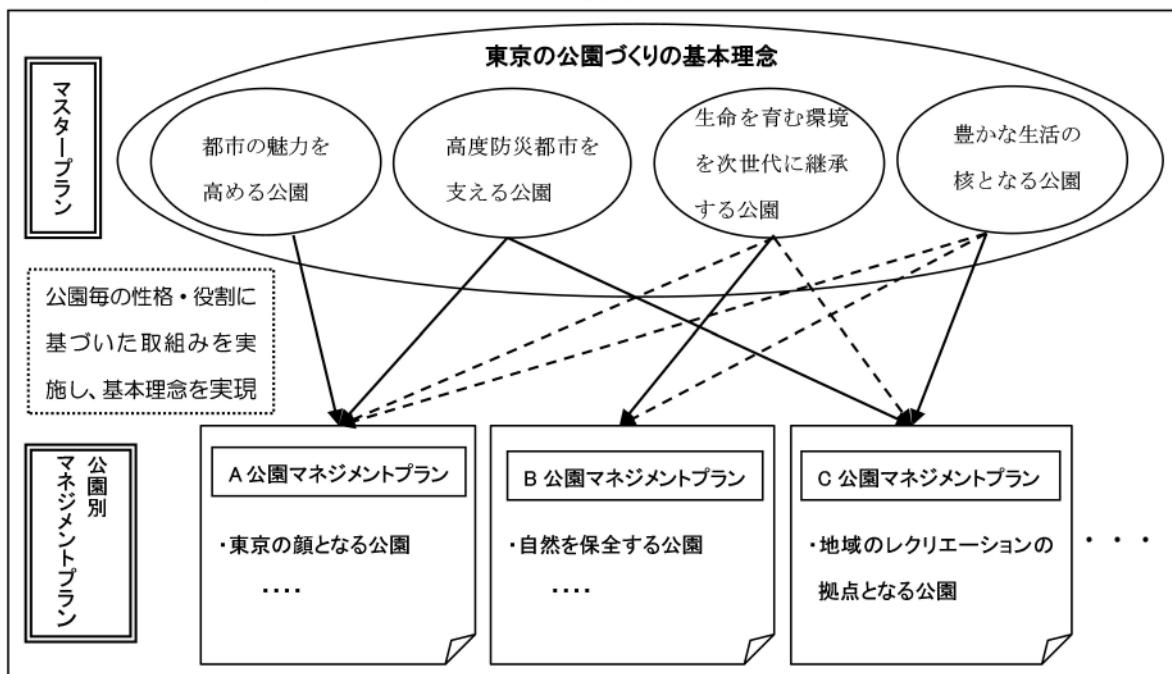
- ・パークマネジメントマスターplanは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・N P O・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスターplan策定後10年の社会状況の変化、当初マスターplanの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、東大和公園が担うことになるプログラムには○を、東大和公園が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト	プログラム	
基本都市理念 魅力を高める公園 魅1	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実 快適な「おもてなし」空間の形成
			○ ○ ○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト		文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」
		(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	東京の日本庭園の連携による魅力の発信
			植物園・動物園での「おもてなし」
			国内外からのお客様への案内機能の強化
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全
		(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生
		(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交
基本度防災 都市を支える公園 魅2	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり
			広告掲示を認めることによる民間資金の導入
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致
		(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上
	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策	公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化 公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり

基本理念	プロジェクト	プログラム	
基本理念を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成 既存公園の再生整備 緑の拠点をつなぐ街路樹の充実
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進 都心部等における緑のネットワーク形成の推進
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出 ◎
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	公園内の動植物の保全・育成活動の充実 ◎
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	植物多様性センターにおける保護増殖 ズーストック計画の推進
			自然観察会、環境教育プログラム等の充実 ◎
		(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり	多摩の森林の大切さを公園でアピール ○
			里山の環境を守る丘陵地公園の整備 ◎
			自然の保全・回復に向けた雑木林の更新 ◎
基本理念的な生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映 ○
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	ヘンアーティスト、野外劇などへの場の提供 ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出 公園利用のアイデア募集 ○
		(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり 公園でのスポーツによる健康づくり ○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化 ○
		(2)都民からの寄付の受け入れ	公園・動物園サポーター制度の実施 都民や企業からの寄付による公園施設等の設置 ○
		(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進 鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進 ○
		(4)都立公園を支える人材の育成	広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用 都立公園を支える人材の育成 ○

- ・また、パークマネジメントマスターplanと本planとの関係は下図のとおりである。

マスターplanと公園別マネジメントplanの関係



資料2 東大和公園に関する資料

(1) 公園の沿革

昭和 47 年 12 月 23 東京都告示第 1429 号により、都市計画決定。 (18.2ha)
日 1972 年
昭和 54 年 6 月 1 日 東京都告示第 634 号により、開園。 (154, 143.88 m²)
1979 年
昭和 55 年 6 月 1 日 追加開園 330.00 m²
1980 年
平成元年 6 月 1 日 追加開園 6,385.90 m²
1990 年
平成 2 年 4 月 1 日 廃園 92.18 m²
1990 年
平成 2 年 6 月 1 日 追加開園 2,930.89 m²
1995 年
平成 8 年 6 月 1 日 追加開園 11,751.81 m²
1996 年
平成 11 年 6 月 1 日 追加開園 1,982.99 m²
1999 年
平成 12 年 12 月 20 東京都告示第 1436 号により、都市計画変更。 (22.8ha)
日 2000 年

(2) 公園の自然・社会環境

1) 自然環境

- ・狭山丘陵は、北多摩西部地域に位置し、「緑の島」のように残された丘陵である。周辺は、北西部に加治丘陵、西部に草加丘陵、南西部に加住丘陵、南部に多摩丘陵のいずれも標高 100~230m 程の丘陵があるが、いずれも 10~20 km 程離れている。
- ・本公園は狭山丘陵の南部に位置するが、周辺は宅地開発が進み、独立した緑地となっている。標高はおよそ 100~125m で、尾根と谷間の高低差は 15m 前後である。
- ・本公園は尾根部、斜面部、谷部・谷頭凹地部に区分され、東端に崩壊地の分布が見られる。また、斜面の傾斜状況は 5~20 度程度の緩斜面が多く、30 度以上の急斜面地はごく僅かである。
- ・植生は、アカマツが優占し、ナツハゼ、ヤマハギ、ソヨゴマメザクラ等も見られる林分、コナラが優占しウグイスカグラ、ヤマコウバシ、シラヤマギク等が見られる林分、点在するクヌギにムクノキやエノキなどが生育する林分、サワラの植林、竹林などに区分される。

2) 社会的環境

- ・東大和公園を含む多摩湖南側一帯は、都立自然公園条例に基づき「都立狭山自然公園」に指定されている。
- ・公園周辺の道路状況は、南側に都道 128 号東村山-大和線が東西に通っているのをはじめ、南東側に西武多摩湖線武藏大和駅と西武拝島線東大和駅を結ぶ都市計画道路立川 2・2・18 青梅-大和線がある。

- ・西武多摩湖線「武蔵大和駅」が東方約 1 km に、同拝島線「東大和駅」が南方約 2.5 km に位置している。
- ・東大和公園の周辺には、東側約 1 km に狭山公園が、西側に 1.5 km 行くと東大和市立狭山丘陵緑地がある。

(3) 園内のトピックス

①雑木林

市民団体との連携により手入れされた雑木林では、キツネノカミソリやリョウブ、オオバギボウシなども生育している。

(4) 利用状況等データ

1) 公園占用の状況

(件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	0	0	1	—	—
映画等の撮影	0	1	0	—	—
その他	4	2	1	—	—

2) 主な催し物（平成 25 年度実施分）

①指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	シンポジウム 「丘陵地の保全活用を考える～狭山丘陵を事例に～」	9月	176
	2	狭山丘陵ウォーキングイベント	3月	683
	3	犬のマナーアップキャンペーン	5月/11月	多数
	4	自転車マナーアップキャンペーン	12月	624
	5	ガイドウォーク	5月/7月/9月/1月/3月	147
	6	ちよこっとボランティア	5月/7月/9月/1月/3月	70
	7	東大和スローライフ講座	11月	5
自主事業	1	狭山丘陵フェア (参加人数は、本園のほか、野山北・六道山公園、狭山公園、狭山公園も含めたフェア開催期間中の延べ人数である。)	10月/11月	約 20,000

②指定管理者以外による催し

その他	1	湖畔夏祭り	8月	—
-----	---	-------	----	---